（特定疾病に係る療養の認定）

第百五条の五の三　［略］

一　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二・三　略］

［2・3　略］

4　認定を受け、保険医療機関等から健康保険法施行令第四十一条第九項に規定する療養を受けようとする者が、第九十九条第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受けるとき（第百五条第一項の規定により読み替えて準用する第九十九条第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受けるときを含む。）は、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

［5～7　略］

（限度額適用の認定等）

第百五条の七の二　組合は、第百五条の九第一項の規定による認定を受けている場合を除き、組合員の標準報酬月額に基づき、令第十一条の三の六第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ若しくは第三号ハ若しくはニ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（令第十一条の三の五第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）を行わなければならない。ただし、この項の規定による認定を受けた者が第百五条の九第一項の規定による認定を受けるに至つたときは、この項の規定による認定を取り消さなければならない。

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

（特定疾病に係る療養の認定）

第百五条の五の三　［同上］

一　組合員証の記号及び番号又は個人番号

［二・三　同上］

［2・3　同上］

4　認定を受けた者は、保険医療機関等から健康保険法施行令第四十一条第九項に規定する療養を受けようとするときは、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

［5～7　同上］

（限度額適用の認定）

第百五条の七の二　令第十一条の三の六第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ若しくは第三号ハ若しくはニ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（令第十一条の三の五第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する組合員）は、次に掲げる事項を記載した限度額適用認定申請書を、当該事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号

二　被扶養者の氏名、生年月日、性別及び住所又は個人番号並びに被扶養者と組合員との続柄（認定を受けようとする者が被扶養者である場合に限る。）

三　その他必要な事項

2　組合は、前項の規定による認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員。以下この項において同じ。）から次に掲げる事項を記載した限度額適用認定証交付申請書の提出があつたときは、前項の規定による認定を受けた者に対して別紙様式第二十一号の二の三による限度額適用認定証を交付しなければならない。

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

二　被扶養者の氏名、生年月日、性別及び住所又は個人番号並びに被扶養者と組合員との続柄（前項の規定による認定を受けた者が被扶養者である場合に限る。）

三　その他必要な事項

3　［略］

［一～四　略］

五　第一項ただし書の規定により認定が取り消されたとき。

六　令第十一条の三の六第一項第一号イに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第一号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第一号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第一号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二号イに掲げる者が令第十一条の三の五第三項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第三項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第三項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第三項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三号イに掲げる者が令第十一条の三の五第四項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第四項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第四項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第四項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四号イに掲げる者が令第十一条の三の五第五項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第五項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第五項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第五項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五号イに掲げる者が令第十一条の三の五第六項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第六項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第六項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第六項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第六号イに掲げる者が令第十一条の三の五第七項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第六号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第七項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第六号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第七項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第六号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第七項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第七号イに掲げる者が令第十一条の三の五第八項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第七号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第八項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第七号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第八項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第七号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第八項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第八号に掲げる者が令第十一条の三の五第九項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第八号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第九項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第八号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第九項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第八号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第九項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第九号に掲げる者が令第十一条の三の五第十項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第九号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第十項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第九号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第十項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第九号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第十項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十号に掲げる者が令第十一条の三の五第十一項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第十一項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第十一項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第十一項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十一号に掲げる者が令第十一条の三の五第十二項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十一号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第十二項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十一号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第十二項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十一号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第十二項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十二号に掲げる者が令第十一条の三の五第十三項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十二号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第十三項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十二号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第十三項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十二号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第十三項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十三号に掲げる者が令第十一条の三の五第十四項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十三号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第十四項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十三号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第十四項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十三号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第十四項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十四号に掲げる者が令第十一条の三の五第十五項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十四号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第十五項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十四号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第十五項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十四号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第十五項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十五号に掲げる者が令第十一条の三の五第十六項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十五号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第十六項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十五号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第十六項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十五号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第十六項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十六号に掲げる者が令第十一条の三の五第十七項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十六号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第十七項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十六号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第十七項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十六号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第十七項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十七号に掲げる者が令第十一条の三の五第十八項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十七号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第十八項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十七号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第十八項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十七号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第十八項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十八号に掲げる者が令第十一条の三の五第十九項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十八号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第十九項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十八号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第十九項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十八号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第十九項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十九号に掲げる者が令第十一条の三の五第二十項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十九号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第二十項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十九号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第二十項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第十九号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第二十項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十号に掲げる者が令第十一条の三の五第二十一項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第二十一項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第二十一項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第二十一項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十一号に掲げる者が令第十一条の三の五第二十二項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十一号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第二十二項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十一号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第二十二項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十一号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第二十二項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十二号に掲げる者が令第十一条の三の五第二十三項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十二号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第二十三項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十二号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第二十三項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十二号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第二十三項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十三号に掲げる者が令第十一条の三の五第二十四項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十三号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第二十四項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十三号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第二十四項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十三号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第二十四項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十四号に掲げる者が令第十一条の三の五第二十五項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十四号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第二十五項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十四号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第二十五項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十四号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第二十五項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十五号に掲げる者が令第十一条の三の五第二十六項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十五号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第二十六項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十五号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第二十六項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十五号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第二十六項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十六号に掲げる者が令第十一条の三の五第二十七項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十六号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第二十七項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十六号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第二十七項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十六号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第二十七項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十七号に掲げる者が令第十一条の三の五第二十八項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十七号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第二十八項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十七号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第二十八項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十七号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第二十八項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十八号に掲げる者が令第十一条の三の五第二十九項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十八号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第二十九項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十八号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第二十九項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十八号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第二十九項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十九号に掲げる者が令第十一条の三の五第三十項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十九号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第三十項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十九号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第三十項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二十九号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第三十項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十号に掲げる者が令第十一条の三の五第三十一項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第三十一項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第三十一項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第三十一項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十一号に掲げる者が令第十一条の三の五第三十二項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十一号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第三十二項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十一号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第三十二項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十一号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第三十二項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十二号に掲げる者が令第十一条の三の五第三十三項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十二号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第三十三項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十二号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第三十三項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十二号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第三十三項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十三号に掲げる者が令第十一条の三の五第三十四項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十三号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第三十四項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十三号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第三十四項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十三号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第三十四項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十四号に掲げる者が令第十一条の三の五第三十五項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十四号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第三十五項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十四号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第三十五項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十四号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第三十五項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十五号に掲げる者が令第十一条の三の五第三十六項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十五号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第三十六項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十五号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第三十六項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十五号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第三十六項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十六号に掲げる者が令第十一条の三の五第三十七項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十六号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第三十七項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十六号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第三十七項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十六号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第三十七項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十七号に掲げる者が令第十一条の三の五第三十八項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十七号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第三十八項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十七号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第三十八項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十七号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第三十八項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十八号に掲げる者が令第十一条の三の五第三十九項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十八号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第三十九項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十八号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第三十九項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十八号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第三十九項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十九号に掲げる者が令第十一条の三の五第四十項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十九号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第四十項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十九号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第四十項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三十九号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第四十項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十号に掲げる者が令第十一条の三の五第四十一項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第四十一項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第四十一項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第四十一項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十一号に掲げる者が令第十一条の三の五第四十二項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十一号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第四十二項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十一号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第四十二項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十一号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第四十二項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十二号に掲げる者が令第十一条の三の五第四十三項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十二号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第四十三項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十二号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第四十三項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十二号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第四十三項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十三号に掲げる者が令第十一条の三の五第四十四項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十三号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第四十四項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十三号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第四十四項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十三号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第四十四項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十四号に掲げる者が令第十一条の三の五第四十五項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十四号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第四十五項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十四号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第四十五項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十四号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第四十五項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十五号に掲げる者が令第十一条の三の五第四十六項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十五号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第四十六項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十五号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第四十六項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十五号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第四十六項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十六号に掲げる者が令第十一条の三の五第四十七項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十六号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第四十七項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十六号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第四十七項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十六号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第四十七項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十七号に掲げる者が令第十一条の三の五第四十八項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十七号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第四十八項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十七号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第四十八項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十七号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第四十八項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十八号に掲げる者が令第十一条の三の五第四十九項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十八号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第四十九項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十八号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第四十九項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十八号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第四十九項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十九号に掲げる者が令第十一条の三の五第五十項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十九号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第五十項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十九号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第五十項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第四十九号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第五十項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十号に掲げる者が令第十一条の三の五第五十一項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第五十一項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第五十一項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第五十一項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十一号に掲げる者が令第十一条の三の五第五十二項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十一号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第五十二項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十一号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第五十二項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十一号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第五十二項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十二号に掲げる者が令第十一条の三の五第五十三項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十二号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第五十三項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十二号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第五十三項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十二号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第五十三項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十三号に掲げる者が令第十一条の三の五第五十四項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十三号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第五十四項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十三号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第五十四項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十三号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第五十四項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十四号に掲げる者が令第十一条の三の五第五十五項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十四号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第五十五項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十四号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第五十五項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十四号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第五十五項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十五号に掲げる者が令第十一条の三の五第五十六項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十五号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第五十六項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十五号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第五十六項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十五号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第五十六項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十六号に掲げる者が令第十一条の三の五第五十七項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十六号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第五十七項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十六号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第五十七項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十六号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第五十七項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十七号に掲げる者が令第十一条の三の五第五十八項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十七号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第五十八項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十七号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第五十八項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十七号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第五十八項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十八号に掲げる者が令第十一条の三の五第五十九項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十八号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第五十九項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十八号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第五十九項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十八号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第五十九項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十九号に掲げる者が令第十一条の三の五第六十項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十九号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第六十項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十九号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第六十項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第五十九号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第六十項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第六十号に掲げる者が令第十一条の三の五第六十一項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第六十号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第六十一項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第六十号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第六十一項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第六十号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第六十一項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第六十一号に掲げる者が令第十一条の三の五第六十二項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第六十一号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第六十二項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第六十一号ハに掲げる者が令第十一条の